

兵庫県公報

平成27年12月25日 金曜日 第 2760 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 平成27年兵庫県告示第199号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	4
○ 南あわじ都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	4
○ 中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（平成27年度近畿地方整備局告示第192号）（同）	5
公 告	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	5
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	14
○ 同 上（同）	15
○ 県有地の一般競争入札による売払い（住宅管理課）	16
○ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）	18
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（同）	18
病院局公告	
○ 入札公告	19
○ 同 上（県立淡路医療センター）	21
○ 同 上（県立光風病院）	23
○ 同 上（県立こども病院）	26
○ 同 上（同）	28
○ 同 上（同）	31
○ 同 上（県立がんセンター）	33
○ 同 上（同）	35
公安委員会規則	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則	38
警察本部告示	
○ 個人情報の保護に関する条例施行規程（平成18年兵庫県警察本部告示第248号）の一部改正	43

公布された法令のあらまし

●個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第13号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されること及び個人情報の保護に関する条例が一部改正されたこと等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第1071号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市一宮町閭賀字三尾591の3、591の4、591の17、591の18
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字三尾591の4・591の17（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1072号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
丹波市市島町中竹田字岩神2545の1、2548の1、2548の2、2548の4、字葦谷2549の1、2549の2、2550、6359、6360、字大谷6317の2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩神2545の1、2548の1、2548の2、2548の4、字葦谷2549の1、2549の2、2550、6359、6360、字大谷6317の2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1073号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市山崎町横須字岩ヶ谷356の34、356の35、356の37、356の39、356の40
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字岩ヶ谷356の37（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1074号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南あわじ市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（道路台帳修正）
- (2) 作業期間
平成27年11月1日から平成28年3月31日まで
- (3) 作業地域
南あわじ市
- 2 (1) 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- (2) 作業期間
平成27年12月25日から平成28年3月18日まで
- (3) 作業地域
南あわじ市倭文長田地区及び阿万上町地区



兵庫県告示第1075号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、西播磨県民局光都土木事務所及び佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
西下野(3)	佐用郡	佐用町	西下野	段	803番の一部、810番の一部、864番、865番

					の一部、866番の一部、870番8から870番13 までの各一部、870番16の一部、870番20の 一部、870番21の一部、870番22、870番23、 871番、872番、873番の一部、875番1の 一部、876番1の一部、877番、880番の一部、 894番1、895番、898番1、864番から873 番に至る地先の道路敷
--	--	--	--	--	---



兵庫県告示第1076号

平成27年兵庫県告示第199号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

なお、これらの図面は、兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 小城（340020001）の項中（340020001）を（340020013）に改め、別図1を改める。
- 坂中（340020002）の項中（340020002）を（340020014）に改め、別図2を改める。
- 黒田（340020003）の項中（340020003）を（340020015）に改め、別図3を改める。
- 宿（340020004）の項中（340020004）を（340020016）に改め、別図4を改める。
- 和池（340020005）の項中（340020005）を（340020017）に改め、別図5を改める。
- 池ヶ平（340020006）の項中（340020006）を（340020018）に改め、別図6を改める。
- 高坂（340020007）の項中（340020007）を（340020019）に改め、別図7を改める。
- 大谷（340020008）の項中（340020008）を（340020020）に改め、別図8を改める。
- 大笹（340020009）の項中（340020009）を（340020021）に改め、別図9を改める。
- 和佐父（340020010）の項中（340020010）を（340020022）に改め、別図10を改める。
- 丸味（340020011）の項中（340020011）を（340020023）に改め、別図11を改める。
- 相岡（340020012）の項中（340020012）を（340020024）に改め、別図12を改める。



兵庫県告示第1077号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画下水道事業南あわじ市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成8年2月20日から平成28年3月31日まで
変更後 平成8年2月20日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成25年兵庫県告示第520号の事業地のうち、南あわじ市神代地頭方字堂ノ上並びに神代國衛字下樋ノ尻の一部地内を削る。
 - (2) 使用の部分
平成25年兵庫県告示第520号の事業地のうち、南あわじ市神代地頭方字堂ノ上、字塩ヤキ、字岩ヅ子、字西ノ後及び字土井の一部地内を削る。

兵 庫 県 告 示 第 1078 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業の事業計画の変更認可の告示（平成27年近畿地方整備局告示第192号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和54年建設省告示第245号中播都市計画及び山崎都市計画下水道事業揖保川流域下水道
- 3 事業施行期間
昭和54年2月26日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成28年1月1日から次のとおり変更する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海に面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型機船底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごやしらすの生産量の変動に大きく影響されるものの4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類は減少傾向にある。

冬季の風浪が厳しく、浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心に、10トン未満の小型船によるいか釣や定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。平成10年以降、漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21年以降は1万3千トン台となった。一時は300トンまで減少していたずわいがにの生産量は1千トンを上回り、べにずわいがにの生産量も安定しているが、全体の生産量は減少傾向にあり、特にするめいかなどのいか類の生産量が減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方策に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成27年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まいわし	平成27年1月から平成27年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成27年7月から平成28年6月まで	若干
するめいか	平成27年4月から平成28年3月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まいわし	平成28年1月から平成28年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成28年7月から平成29年6月まで	(注釈)
するめいか	平成28年4月から平成29年3月まで	(注釈)

(注釈) まさば及びごまさば、するめいかについては、管理の対象となる期間が開始するまでに設定する。

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかが関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いか釣漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成28年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成28年5月6日から 平成28年6月15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成28年4月20日から 平成28年6月15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

(2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。

(3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組

を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。

- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 マックスバリュ新宮店
所在地 たつの市新宮町井野原字上向川原889番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
氏名 牛 建 克 彦
住所 たつの市新宮町井野原713番地1
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 姫路市北条口四丁目4番地
代表者の氏名 原 田 昭 彦
 - イ 変更後
名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 変更前
午前6時から午後8時まで
 - イ 変更後
午前6時から午後10時まで
- 4 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
平成27年12月5日
- 5 届出年月日
平成27年12月4日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
 - (2) 縦覧期間
平成27年12月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限

平成28年 4 月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ西脇小坂店

所在地 西脇市小坂町大歳180—1

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 原 田 昭 彦

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	原 田 昭 彦
----------------	--------------	---------

マルエー生花	西脇市小坂町192	中 原 利 仁
--------	-----------	---------

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
----	----	--------

マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
----------------	------------------	---------

マルエー生花	西脇市小坂町192	中 原 利 仁
--------	-----------	---------

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年4月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン西脇寺内ショッピングセンター

所在地 西脇市寺内字天神ノ芝515番6ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林護

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤本昭
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林護

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林護

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤本昭
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
有限会社滝野百貨店	加東市滝野602番地の8	小林満

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社ナフコ	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号	深町勝義
サンスリー株式会社	加東市喜田二丁目5番地13	小林護

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成26年11月30日ほか
- 5 届出年月日
平成27年11月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成27年12月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年4月25日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 マックスバリュ別所店
 - 所在地 三木市別所町高木字山ノ下638番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 - 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 - 代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 - 住所 姫路市北条口四丁目4番地
 - 代表者の氏名 藤 本 昭
 - イ 変更後
 - 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 - 住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
 - 代表者の氏名 加 栗 章 男
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
 - 名称 マックスバリュ西日本株式会社
 - 住所 姫路市北条口四丁目4番地
 - 代表者の氏名 藤 本 昭
 - イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号
代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成27年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成28年4月25日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三木ショッピングタウン
所在地 三木市加佐289-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	姫路市北条口四丁目4番地	藤 本 昭
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 忠 幸

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加 栗 章 男
株式会社キリン堂	大阪市淀川区宮原四丁目5番36号	寺 西 豊 彦

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 藤 本 昭

- イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間

平成27年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限

平成28年4月25日

- (2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ古坂店

所在地 加西市北条町古坂六丁目123番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市三左衛門堀東の町121番地

代表者の氏名 岩 本 隆 雄

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年4月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ加西南店

所在地 加西市西笠原町字六蔵67番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 百萬石酒造株式会社

住所 神戸市灘区大石南町一丁目3番7号

代表者の氏名 西 村 泰 彦

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

ア 変更前 加西市西笠原町字藪ノ上67番地ほか

イ 変更後 加西市西笠原町字六蔵67番ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 百萬石酒造株式会社

住所 西宮市浜脇町4番26号

代表者の氏名 西 村 泰 彦

イ 変更後

名称 百萬石酒造株式会社

住所 神戸市灘区大石南町一丁目3番7号

代表者の氏名 西 村 泰 彦

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 姫路市北条口四丁目4番地

代表者の氏名 福 原 英 典

イ 変更後

名称 マックスバリュ西日本株式会社

住所 広島市南区段原南一丁目3番52号

代表者の氏名 加 栗 章 男

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の所在地

平成15年2月5日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成18年12月10日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成25年5月22日ほか

5 届出年月日

平成27年11月18日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成27年12月25日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年4月25日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マックスバリュ社店  
所在地 加東市梶原字猪尻333—1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 姫路市北条口四丁目4番地  
代表者の氏名 藤 本 昭
    - イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 姫路市北条口四丁目4番地  
代表者の氏名 藤 本 昭
    - イ 変更後  
名称 マックスバリュ西日本株式会社  
住所 広島市南区段原南一丁目3番52号  
代表者の氏名 加 栗 章 男
- 4 変更年月日
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成25年5月22日ほか
- 5 届出年月日  
平成27年11月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成27年12月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成28年4月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所在地	面積 (㎡)	地目	最低売却価格(円)
1	加古川市新神野一丁目12番2	3,754.93	宅地	107,390,000
2	南あわじ市榎列松田字西ノ内657番3	671.42	宅地	9,333,000

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があつた後、2年間を経過しない者
その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかつた者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があつた後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）
兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所
前記3に同じ
- (2) 配布期間及び申込期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月20日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

5 入札の場所及び日時

- (1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県公社館総務第2会議室（2階）

(2) 日時

物件1 平成28年1月22日（金）午前10時30分

物件2 平成28年1月22日（金）午後1時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時まで提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県県土整備部住宅建築局住宅管理課管理班財産管理担当

電話 (078) 341-7711 内線4875



公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

その関係図書は、阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

認定番号	認定年月日 (平成年月日)	公告対象区域
第H27神北団連 0001号	27.12.11	川辺郡猪名川町若葉2丁目50番地



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
朝来市和田山町市御堂字ワタシ12番2、12番3、12番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
豊岡市城崎町上山1400番地の5
ストーク株式会社 代表取締役 濱名幸喜

3 許可年月日及び許可番号

平成27年 8月26日

兵庫県指令但馬（豊土）（建）第1－1号（27朝来）

病 院 局 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 西 村 隆一郎

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

電動ベッド 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成28年3月25日（金）

(4) 納入場所

兵庫県病院局が指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができると認められた者であること。

(6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県病院局経営課経営班

電話 (078) 341-7711

(2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間

平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札参加申込書の受付期間

上記(2)に同じ

(4) 入札・開札の日時及び場所

平成28年2月3日（水）午前10時 兵庫県庁1号館 1階A会議室

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成28年1月15日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年2月10日（水））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nishimura, Superintendent of the Prefectural Hospitals Agency

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Electric Bed, 1 set

(3) Delivery period:

March 25, 2016

(4) Delivery place:

The place that Hyogo Prefectural Hospitals Agency assigns

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

10:00 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Hospitals Agency,

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku Kobe, Hyogo 650-8567

TEL (078)341-7711



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立淡路医療センター院長 小山 隆 司

1 調達内容

(1) 調達件名及び数量

県立淡路医療センター施設の清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで

(4) 履行場所

県立淡路医療センター 洲本市塩屋1丁目1番137号

(5) 入札方法

上記(1)について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒656-0021 洲本市塩屋1丁目1番137号
県立淡路医療センター総務部経理課
電話（0799）22-1200
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日（水）午前11時 県立淡路医療センター 中会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入

札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.koyama, Director of Hyogo Prefectural Awaji Medical Center

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Awaji Medical Center buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From April 1, 2016 through March 31, 2017

(4) Location: Hyogo Prefectural Awaji Medical Center buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

11:00 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Awaji Medical Center

1-1-137, Shioya, Sumoto, Hyogo 656-0021

TEL (0799) 22-1200



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立光風病院長 田 中

究

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
県立光風病院施設の清掃業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成28年4月1日（金）から平成29年3月31日（金）まで
 - (4) 履行場所
県立光風病院 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
 - (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒651-1242 神戸市北区山田町上谷上字登り尾3
県立光風病院総務部経理課
電話（078）581-1013
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日（水）午前10時 県立光風病院 児童思春期センター4階 ひかりの森ホール
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr. Tanaka, Director of Hyogo Prefectural Kofu Hospital

〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話 (078) 732-6961

- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日(金)から平成28年1月15日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日(水)午前10時 県立こども病院 研修室C
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額の100分の108)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
 - ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類(入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成28年1月15日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
 - イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
 - ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
 - イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成28年2月10日(水))までであること。
 - ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
 - エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
 - オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
 - カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
 - キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
 - ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
 - ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
 - コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオ

に違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Semi-closed type Incubator, 1 set

(3) Delivery period:

March 24, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital (one's new address)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

10:00 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital,

1-1-1 Takakura-dai, Suma-ku Kobe, Hyogo 654-0081

TEL (078)732-6961



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立こども病院長 長 嶋 達 也

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

超音波画像診断装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成28年3月24日（木）

(4) 納入場所

県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目6番7号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができるかと認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話 (078) 732-6961
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日（水）午前10時10分 県立こども病院 研修室C
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあ

っては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料)を平成28年1月15日(金)午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成28年2月10日(水))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Diagnostic Ultrasound Imaging Systems, 1 set

(3) Delivery period:

March 24, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital (one's new address)

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

10:10 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital,
1-1-1 Takakura-dai, Suma-ku Kobe, Hyogo 654-0081
TEL (078) 732-6961



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者
県立こども病院長 長 嶋 達 也

1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量
県立こども病院施設の清掃業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成28年5月1日(日)から平成31年3月31日(日)まで
- (4) 履行場所
県立こども病院 神戸市中央区港島南町1丁目6番7号
- (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 上記(1)の名簿に「清掃」を希望業種として登録されている者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
- (7) 入札説明書で定める仕様書の内容を履行する能力があることを証明できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒654-0081 神戸市須磨区高倉台1-1-1
県立こども病院総務部経理課
電話 (078) 732-6961
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日(金)から平成28年1月15日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)
午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所

平成28年2月3日(水)午後3時 県立こども病院 研修室C

(5) 入札書の提出期限

上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日(火)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の108の金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日(月)午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成28年5月1日(日))までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

シ 落札金額が200万円(消費税及び地方消費税を含む。)を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Nagashima, Director of Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings cleaning service 1 set

(3) Contract fulfillment period:From May 1, 2016 through March 31, 2019

(4) Location: Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital buildings

(5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

15:00 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Kobe Children's Hospital

1-1-1 ,Takakura-dai,Suma-ku,Kobe-City,Hyogo 654-0081

TEL (078)732-6961



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立がんセンター院長 足立 秀治

1 調達内容

(1) 購入物品及び数量

放射線治療計画用コンピュータ断層撮影装置 一式

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成28年3月31日（木）

(4) 納入場所

県立がんセンター 明石市北王子町13番70号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 仕様書の「必要とする基本条件」を全て満たす物品を納入することができる者と認められた者であること。
- (6) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (7) 購入物品又は類似の製品に関して過去5箇年以内に納入実績を有する者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒673-8558 明石市北王子町13番70号
県立がんセンター 総務部経理課
電話 (078) 929-1151
- (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)サで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日（水）午前10時 県立がんセンター 本館2階大会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額の100分の108）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類（入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にあつては、併せて当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料）を平成28年1月15日（金）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年2月10日（水））までであること。
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Dr.Adachi, Director of Hyogo Prefectural Cancer Center

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

Computed Tomography for positionings, 1set

(3) Delivery period:

March 31, 2016

(4) Delivery place:

Hyogo Prefectural Cancer Center

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 January 15, 2016

(6) Deadline for tender:

17:00 February 2, 2016 by mail

10:00 February 3, 2016 by direct delivery

(7) Contact point for the notice:

Accounting Division, Hyogo Prefectural Cancer Center,

13-70 Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558

TEL (078)929-1151



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成27年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者

県立がんセンター院長 足立 秀治

- (1) 調達件名及び数量
県立がんセンター施設の総合施設管理業務 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 履行期間
平成28年4月1日（金）から平成31年3月31日（日）まで
 - (4) 履行場所
県立がんセンター 明石市北王子町13番70号
 - (5) 入札方法
上記(1)について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった年間契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 一般競争入札参加資格
- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
 - (2) 上記(1)の名簿に[建物保守管理]「設備保守管理」「清掃」「警備」を希望業種として登録されている者であること。
 - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
 - (4) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する病院施設の清掃業務を適正に行う能力があることを証明できる者であること。
 - (7) 入札説明書で定める仕様書の内容（集中治療室の清掃を含む。）を履行する能力があることを証明できる者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒673-8558 明石市北王子町13番70号
県立がんセンター 総務部経理課
電話 (078) 929-1151
 - (2) 契約条項を示す期間、入札説明書及び下記4(5)シで提出を求める誓約書の交付期間
平成27年12月25日（金）から平成28年1月15日（金）まで（兵庫県の休日を含める。平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - (3) 入札参加申込書の受付期間
上記(2)に同じ
 - (4) 入札・開札の日時及び場所
平成28年2月3日（水）午前11時 県立がんセンター 大会議室
 - (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成28年2月2日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の108の金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成28年2月1日（月）午後4時までに入札しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならぬ。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した特定役務を履行できることを証明する書類を申込書に添付して指定の期間内に提出し、契約担当者による一般競争入札参加資格及び履行能力の確認を受けること。

イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成28年4月1日（金））までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ この入札は、入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。

シ 契約金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

本公告及び入札説明書に示した一般競争入札参加資格及び履行能力があると確認された者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ最低制限価格を下回らない最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Dr. Adachi, Director of Hyogo Prefectural Cancer Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Hyogo Prefectural Cancer Center buildings administrative task 1 set
- (3) Contract fulfillment period: April 1, 2016 through March 31, 2019
- (4) Location: Hyogo Prefectural Cancer Center
- (5) Deadline for indicating will to participate in the tendering procedures:
16:00 January 15, 2016
- (6) Deadline for tender:
17:00 February 2, 2016 by mail
11:00 February 3, 2016 by direct delivery
- (7) Contact point for the notice:
Accounting Division, Hyogo Prefectural Cancer Center,
13-70 Kitaoji-cho, Akashi, Hyogo 673-8558
TEL (078)929-1151

公安委員会規則

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

兵庫県公安委員会

委員長 辰馬章夫

兵庫県公安委員会規則第13号

個人情報の保護に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「旅券」の右に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同項第2号中「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同項第3号中「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同条第4項中「した法定代理人」の右に「若しくは本人の委任による代理人（以下「代理人」という。）」を加え、「受けた法定代理人」を「受けた代理人」に、「その資格を喪失した」を「当該代理人に該当しなくなった」に改め、同項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第14条第3項の規定により本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該本人の委任による代理人は、公安委員会に対し、委任状及び当該本人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれか又はこれを複写機により複写したものを提示し、又は提出しなければならない。

第15条第1項中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条（第5項を除く。）」に改め、「第28条第2項」との右に「、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第28条第3項」と」を加える。

第20条中「による通知」の右に「（訂正決定に基づく保有個人情報が情報提供等の記録である場合を除く。）」を加える。

第22条中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条（第5項を除く。）」に、「第36条第2項」とを「第36条第2項及び第36条の2第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第36条の2第2項」とに改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

開示請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

開示請求者 住所又は居所 -----
ふりがな
 氏名 -----
 電話（-----）-----番

個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容		
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話（ ） -
	氏 名	
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） (法定代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他（ ） (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状
※ 本人の生年月日		年 月 日
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 電話（ ） - 番 内線（ ）
※ 本人の反対の意思表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による開示請求の場合に記入してください。
 4 開示請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による開示請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による開示請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 7 代理人による開示請求の場合は、開示請求後、開示を受けるまでの間に代理人に該当しなくなったときには、個人情報の保護に関する条例施行規則第4条第5項の規定に基づき、兵庫県警察本部総務部県民広報課を経由して兵庫県公安委員会に届け出てください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第12号を次のように改める。
 様式第12号（第14条関係）

訂正請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

訂正請求者 住所又は居所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____ 番

個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報の内容		(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
訂正請求の趣旨及び理由			
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -	
	氏 名		
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による訂正請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※ 本人の生年月日		年 月 日	
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 _____ 電話() - 番 内線()	

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による訂正請求の場合に記入してください。
 4 訂正請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による訂正請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 開示を受けた者が訂正請求書を送付することによって訂正請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による訂正請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第19号を次のように改める。

様式第19号（第21条関係）

利用停止請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

利用停止請求者 住所又は居所 -----

氏名 -----

電話（-----）----- 番

個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

保有個人情報の内容	(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
利用停止請求の趣旨及び理由	<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
代理人の別	<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び 住所又は居所	住所又は居所	電話() -
	氏名	
※ 本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による利用停止請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※ 本人の生年月日		年 月 日
※ 受領年月日等	受領した日 受領した所属	年 月 日 電話() - 番 内線()

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による利用停止請求の場合に記入してください。
 4 利用停止請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による利用停止請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 開示を受けた者が利用停止請求書を送付することによって利用停止請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による利用停止請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

警察本部告示

兵庫県警察本部告示第409号

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成27年12月25日

兵庫県警察本部長 井上剛志

個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する告示

個人情報の保護に関する条例施行規程(平成18年兵庫県警察本部告示第248号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「旅券」の右に「、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書」を加え、「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同項第2号中「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同項第3号中「はり付け」を「表示され、又は貼り付け」に改め、同条第4項中「した法定代理人」の右に「若しくは本人の委任による代理人(以下「代理人」という。)」を加え、「受けた法定代理人」を「受けた代理人」に、「その資格を喪失した」を「当該代理人に該当しなくなった」に改め、同項を第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第14条第3項の規定により本人の委任による代理人が開示請求をする場合には、当該本人の委任による代理人は、本部長に対し、委任状及び当該本人に係る第1項各号に掲げる書類のいずれか又はこれを複写機により複写したものを提示し、又は提出しなければならない。

第14条第1項中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条(第5項を除く。)」に改め、「第28条第2項」との右に「、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第28条第3項」と」を加える。

第19条中「による通知」の右に「(訂正決定に基づく保有個人情報が情報提供等の記録である場合を除く。)」を加える。

第21条中「第4条第1項から第3項まで」を「第4条(第5項を除く。)」に、「第36条第2項」とを「第36条第2項及び第36条の2第2項」と、同条第4項中「第14条第3項」とあるのは「第36条の2第2項」とに改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第3条関係）

開示請求書

年 月 日

兵庫県警察本部長 様

開示請求者 住所又は居所 _____
ふりがな
 氏名 _____
 電話 (_____) _____ 番

個人情報の保護に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

請求する保有個人情報の内容		
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -
	氏 名	
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状
※ 本人の生年月日		年 月 日
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 電話() - 番 内線()
※ 本人の反対の意思表示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による開示請求の場合に記入してください。
 4 開示請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による開示請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による開示請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあっては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 7 代理人による開示請求の場合は、開示請求後、開示を受けるまでの間に代理人に該当しなくなったときには、個人情報の保護に関する条例施行規程第4条第5項の規定に基づき、兵庫県警察本部総務部県民広報課を經由して兵庫県警察本部長に届け出てください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第12号を次のように改める。
 様式第12号（第13条関係）

訂正請求書

年 月 日

兵庫県警察本部長 様

訂正請求者 住所又は居所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____ 番

個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

保有個人情報の内容		(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
訂正請求の趣旨及び理由			
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び 住所又は居所	住所又は居所	電話() -	
	氏 名		
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による訂正請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※ 本人の生年月日		年 月 日	
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 _____ 電話() - 番 内線()	

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による訂正請求の場合に記入してください。
 4 訂正請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による訂正請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 開示を受けた者が訂正請求書を送付することによって訂正請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による訂正請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあつては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

様式第19号を次のように改める。
様式第19号（第20条関係）

利用停止請求書

年 月 日

兵庫県警察本部長 様

利用停止請求者 住所又は居所 _____

氏名 _____

電話 (_____) _____ 番

個人情報の保護に関する条例第37条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

保有個人情報の内容		(開示を受けた日) (決定通知書の文書番号)	年 月 日 発第 号
利用停止請求の趣旨及び理由		<input type="checkbox"/> 利用の停止	<input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
代理人の別		<input type="checkbox"/> 未成年者の法定代理人 <input type="checkbox"/> 成年被後見人の法定代理人 <input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人	
本人の氏名及び住所又は居所	住所又は居所	電話() -	
	氏 名		
※ 本人等確認		<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> その他 () (法定代理人による利用停止請求) <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 () (本人の委任による代理人による開示請求) <input type="checkbox"/> 委任状	
※ 本人の生年月日		年 月 日	
※ 受領年月日等		受領した日 年 月 日 受領した所属 電話() - 番 内線()	

- 注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。
 2 □については、該当するものに「レ」を記入してください。
 3 「代理人の別」の欄及び「本人の氏名及び住所又は居所」の欄は、代理人による利用停止請求の場合に記入してください。
 4 利用停止請求の際には、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を提示し、又は提出してください。
 5 法定代理人による利用停止請求の場合は、法定代理人に係る注4の書類に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
 6 開示を受けた者が利用停止請求書を送付することによって利用停止請求をする場合は、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書等）を複写したものを提出してください。
 7 特定個人情報に係る本人の委任による代理人による利用停止請求の場合は、当該本人及び当該本人の委任による代理人に係る注4の書類（当該本人に係る書類にあつては複写機により複写したものを含む）に加え、委任状を提示し、又は提出してください。
 8 ※印のある欄は、記入しないでください。

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。